

山火事を発生させないために！

回覧

令和8年3月1日から運用開始！

# 林野火災注意報・警報

## 林野火災注意報

長期にわたり降水がなく、乾燥する等、注意を要する場合に発令します。

## 林野火災警報

林野火災注意報が発令されている時に、強風注意報が発表された場合に発令します。

### 林野火災注意報・警報発令時について



林野火災注意報発令時は、以下の行為を控えてください。

林野火災警報発令時は、以下の行為は禁止です。

30万円以下の罰金又は拘留に処することが消防法で定められています。

- 1.山林、原野等において火入れをしないこと。
- 2.煙火を消費しないこと(手持ち花火、打上げ花火などを行うこと)。
- 3.屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- 4.屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと。
- 5.山林、原野等の場所で喫煙をしないこと。
- 6.残火(たばこの吸い殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。



林野火災警報の発令は、鈴鹿市のウェブサイト、消防本部の公式「X」、消防車両による巡回広報等にてお知らせします。



お問い合わせ 消防本部 予防課 059-382-9158 yobo@city.suzuka.lg.jp